

## 寛政三年信濃国松本藩大町組長吏組頭「永代留書帳」について

山 本 英 二

「永代留書帳」は、信濃国松本藩大町組の長吏（穢多）組頭を世襲した又四郎・又次郎親子が、二代にわたって書き記した史料である。丁数は、墨付五七丁、表紙と裏表紙は厚手の楮紙で、麻紐・四つ目綴じの堅帳である。寸法は、タテ三一・四cm×ヨコ二一・八cmで、大判の美濃紙を用いている。本史料は、信濃国古文書第二輯として信州大学人文学部日本史研究室に所蔵されている。収藏の契機は、一九六七年三月十三日に、「信濃国古写絵図」一点、「保高組柏原村絵図」二点、「長尾村古文書」二点、「寛文度水帳之写」一点、「信陽城主得替記」三点とともに、松本市内の古書肆を通じて購入されたことによる（登録番号人六一〇五三番）。

ところで松本藩領における被差別民関係史料は、藩の頭役を勤めた出川の彦太夫家文書が散逸しており、必ずしも良好な残存状況とは言いがたい（塙田正朋『近世部落史の研究—信州の具体像』—部落問題研究所、一九八六年）。その点、「永代留書帳」は、これまで判然となかった松本藩における被差別民の具体像を知るうえで、大変貴重なものであるといえよう。

記されている内容年代は、安永八年（一七七九）から天保四年（一八三三）までの五四年間にわたっている。ただし表紙に寛政三年（一七九一）正月吉辰とあるように、実際に「永代留書帳」が記

され始めたのは寛政三年のことであり、安永八年から寛政二年までの記事については、過去にさかのぼって改めて書かれたようである。というのは、寛政二年（一七九〇）十二月に、両度の火災により住居を失った又四郎が、家作普請のために大町組に合力を願い出ていた記事があるからである。『大町市史』第三巻・近世（大町市、一九八六年）によると、大町では天明五年（一七八五）と同七年（一七八七）に大火があつたことが確認できる。この時、又四郎も被災し、家屋とともに文書一切を失つたと想像される。

執筆者は、又四郎が文政八年正月七日に死去していることから、文政七年（一八一四）以前の大半を又四郎本人が、文政八年（一八二五）以降は、ほぼ又次郎が記したものと推測される。これまで信州では、被差別民自身が書き記した古文書は、ほとんど発見されおらず、彼らの識字能力を考えるうえでも重要である。「永代留書帳」には、当て字や誤字がしばしば見られることから、あるいは親から子へと文字が学習されていったのではないかと思われ、被差別民のリテラシーの一端を知りうる。

記載内容は、被差別民の生活全般にわたる多彩なものである。なかでも長吏の旦那場に関する記述が豊富である。又四郎が「寄物」と呼んでいる夏秋二度の貰い受け、それに吉凶の勧進行為や寺院で

## 史料・寛政三年永代留書帳

の祭礼に際しての礼物貰い受けなどは、じつに詳細に記されている。また又四郎が組頭として果たした職務や、被差別民が果たしていたさまざまな役負担、たとえば松本城の堀掃除役、太刀取などの仕置役、又四郎の自宅に隣接して設置されていた牢の再建・修理、盜賊の探索などの捕吏役、寺院での回向の時に行なわれた見世物の警護役、といった具体相が逐一記される。なかでも文政八年、松本藩に起こった百姓一揆・赤蓑騒動の鎮圧に出動した際の記述は、臨場感あふれるものとなっている。ほかに又四郎が「小屋者」と呼んでいるものたちの林番や宮番役の記載、「力」と呼ばれる被差別民の存在も知ることができる。ただしこれらの諸役が、必ずしも順調に行なわれていたわけではなく、しばしばトラブルを起こしている。おそらくこうした日々惹起する諸問題に対応するために、いわば備忘録として権利関係を中心に記されたのが「永代留書帳」なのである。

これを裏付けるように、冒頭に記された記事は、又四郎が「組頭箱」に入れられていた文書を控えていたものばかりである。「組頭

箱」とは、松本藩領内の行政支配単位である組毎に置かれていたと推定される長吏組頭によって回り持ちされていた文書引継ぎ箱だろう（寛政十二年二月八日「覚」参照のこと）。最近とみに進展した史料管理学では、村や町、大名文書の文書管理に関する研究が豊富に蓄積されてきたが、被差別民の文書管理については、ほとんど指摘されていない。この点でも「永代留書帳」は興味深い。

なお本史料の解説は、一九九五年から二〇〇一年まで信州大学人文学部において開講された「地域文化変動論演習Ⅰ」受講生の成果によるものであることを特記しておきたい。ただし翻刻に際しての責任は山本にある。また翻刻にあたって、プライバシー尊重の観点から、記載の一部を伏字としたことを断つておく。

（表紙）  
寛政三年  
亥年

永代留書帳

正月吉辰

覚

又四郎扣

一、安永八年亥ノ十一月六日、大町寄合所ニ而、金子壱両九百六拾七文借用申罷有候、不残御貰ひ、役元借用皆済致由ニ仰被下候、此上廿九文申請、ペ壱両壱貰文御からりよく申請候也、

庄屋半兵衛様組頭清右衛門様  
同次郎右衛門様同市郎右衛門様

右書付、組頭箱有、

覚

一、天明元年丑十二月七日、御領内牛馬之皮直段相定り申候、此節他所へ皮うり候者過料、高直ニかい取者、其外他之旦那ニ而盜取者一切過料、万事牛馬之皮をきて、此節相定り申候、改而書付組頭箱ニ入置申候、

覚

一、天明二年寅五月廿三日、当大町あら町ニ而、大工又右衛門殿ぞく難之節、相頼れ詮義致申候、此節盜賊新八・十万石之かや村九兵衛ト申者、兩人ニ而雜物百三拾品盜取、いな尾沢山入ニ隠置、廿四日之夜ハツ時ニ雜物取出し、罷かへり申候、右新八・九兵衛兩人召連、又四郎壱人ニ而、夜山入迄罷かへる、なんなく罷かへる、又右衛門殿方、右之通りニ御座候、

扣

覚

一、同寅九月五日夜、当九日町か次屋長左右衛門殿賊難之節、相頼レ詮義致申候、此節盜賊新八・菊之丞・政八三人ニ而、美類六拾品盜取、此節大町村へ妻子預り罷有申候、妻子供扶持方、御上様おのさま被下候、此節相済候而後、又四郎へ御ほうびト而青差三貫文さんぐんぶん為下被置申候、八日町左五右衛門殿取次ニ而申請候、御聞合ニ御役所ヘ、六日罷出申候、こまかくハ出川ニ扣有、

覚

一、天明二年丑ノ年二月十一日、当番御庄屋元へ拙者罷越御頼申候ハ、私事数代御當所ニ下役被仰付難有是迄相勤來り申候、然所、御用被仰付候儀ハかくへつ、町方迄之用事相達申候故、古来おもて町方徳分無之、町方頭立之分へ年礼致候義ヲ諸科ト致候得共、其外水のミ百姓之分おんぶん無御座候ニ付、一切ニ寄せ物願致候得共、新方ト有而永代ハ不叶、五年年年季起を切て寄せ申候、此節大きやう年罷有、又々五年御願申、都合拾年よせ申候、此時秋なつ入而壹年ニ三兩計ツ、ニ相成申候、拾年過申候ト御礼申、又々渋ぢやう御座候節ハ、御願之所仕可申候ト申相止申候、此願書組頭箱有、改而左之通り勤可被候、

□□又四郎孝道（花押）

廿六歳

〔後筆〕  
一、右町方兩度寄せ物、文化七年午秋迄よせ申候へ共、同未ノ春、寄合所ニ而田地申受候ニ付、此事物やみ申候、

文化八未二月改扣置、

覚

一、天明四年辰壬正月七日、大きやう年ニ付、所庄屋元へ願出、御上様御挙借御願被遊被下候ト申候所、当役元ニ而評義之上、御

拝借ハ相済候得ハ、無致方當村役人中ニ而貰ひ、下村中へ金子、私江戸兩壹分、其外村方迄拾両計貰ひ申請候、為念扣置申候、

覚

一、戌年閏田村こうりよく申請候所、石等高直之時、大麦壹石武斗・小麦壹斗、村方そんぽう役元へ寄置、私へ御渡し被下候、其後茂段々閏田村ハ大おん之有村、旦那場ト申てもそまつニ致間敷候、家作致候節も金子壹分・諸米九本立木ニ而申請候、為念扣置申候、

御願書差上候覚

一、天明五年巳七月廿六日、御堀近辺御そうじ被仰付候、改而相勤申候、大町組ハ遠方ゆへ、出川役元へ渡し置申候、そうじ・そうぶしん共ニ相渡し置申候、

覚

一、天明八年申七月廿六日夜八ツ時頃、松本出川ニ而盜賊御用ニ付、桑助・又四郎兩人ニ而出勤致、則出みせ之前ニ而田之中道ヲ東ニ向ケテ桑助参、又四郎北へわかれ、則つかま村道むらぢ東ヲ向て参、北ハ川原、南ハ柳原、至而夜ふけなれハ地之利不わから、此時柳原之中ニ盜賊武人、川原ニ老人、都合三人、此者共、我等われら先ニ参忍居而、道筋通りすごさし、其者共あとあと行候心之所、老人川原ニ残居候人ニ、又四郎相あわせ致、右之者あき人ト申候得ハ、則又四郎あき人成ハ尚用事有、最早夜八ツ時ニ此川原行人あき人とわ不得ト申ら早、右之者手向ヲ致、又四郎心へかくご而、此者ト仕合、其時外兩人柳原之かげニ罷出、両方りょうぱうしん劔ニ而打こみく相たゞかう、しばらくたゞかへハ、其内ニかの者共にけ出し行、此時又四郎四ヶ所きづをおう、然共、御用先成ハ、其由御届申、御上様おのさま御りやうじ被下、早速きづいへ申候、御上様御りやうじ葉代、御勘定被置為下難有仕合奉致奉り右之段あら／＼印置申候、

此節御いしや方都合七人

御見者 三人

大名主 倉品七郎左右衛門様

筆役

老人

其外小者

三人

都合七人、御見分之時

存カ

ハ出川ニ本書有、

覚

一、脇差

但、小刀・小柄共ニ

出川  
彦太夫

脣腰

右折紙組頭箱ニ有

|      |    |
|------|----|
| 大坂   | 藤吉 |
| 上州高崎 | 又平 |
| 与四郎  |    |

右ハ、当月十六日、從平出御役所様厚以思召、先年盜賊たいし致怪俄候大町村手下又四郎江為取候旨被仰渡、則今日相渡し候間、難有可奉頂戴候、以上、

寛政三亥年二月廿日

覚

一、寛政二年戌十二月日、大町大庄屋坂井忠兵衛様・栗林七郎兵衛様御じひヲ以、大町組惣かうりよく申請候、兩度火さい、洪難ニ而家作不致候ニ付、惣こうりよく被仰付候、此節金高拾壱両三分四勿相あつまり申候、役元借用勘定致し引残而四両式分之田地質物御出し被下候、又四郎身ニ取て大高おんニ御座候、未々迄此事わすれ申間敷候、以上、

此年  
又四郎三十七才

一、寛政六年寅正月廿六日ニ、初右家作ニ付、はしら野口村庄屋様

覚

御世話ニ而、つが角式間物四拾本、代金九拾四匁壹分壹り、大下直ニ而被下候、又つが御用木やね板数百束、代金式両式分御拝借申請取申候、扱又、上木靈松様御森ニ而立木拾本被下、手前ニ而そま入切取申候、閔田村ニ而松木九本立木ニ而申請候、当町両庄屋佐五右衛門様・次郎右衛門様ニ而立木拾本申請、そま入切取申候、其外ぬき・たる木、桐久保村ち買入申候、此節大工江戸物市右衛門ト申者立建申候、又四郎行年四十歳ニ而家作じうしゆ致申候、以上、

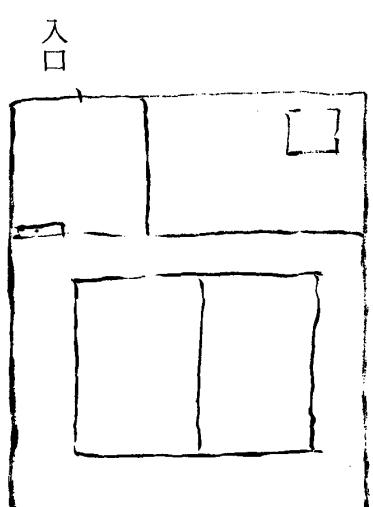
金子遣高四拾両余り

一、〔先〕年ち有來り候御牢、火事ニ而やけをち申候而、不立罷有候、寛政六年丑年御願書差上、よく寅年拙者へ被仰付、世話致廿両余りニ而出来仕候、此節世話役浅野次郎右衛門様、金子大庄屋様両所ち出申候、為念扣置、

寛政六年とら二月日

大工市右衛門

〔挿入紙〕



入口

三間五間

覚

一、寛政四年丑年<sup>(子カ)</sup>役取上ニ相成、又よく春帰役致、此節御領内中同役連酒<sup>(署)</sup>ニ而、子ノ三月六日ニ、松本名酒竹葉式樽申請候、右伝馬ニ而参、

右御祝義

辰二月十五日

扣

一、寛政八年辰二月、松本御預り所和田町村より所送り・寺送り共ニ持參致、又四郎借屋宗門ニ入申候、当所西岸寺旦那ニ成、寺へ目見ヘ致申候、宗門帳面ニ書加ヘ申候節、村中寄、又四郎、右定五郎当村宗門ニ入、相<sup>(挨拶)</sup>致、申渡し候、以上、

覚

甚兵衛殿  
孫七殿  
又左右衛門殿  
又七殿  
茂平次殿  
源左右衛門殿  
茂平殿  
小平次殿  
庄蔵殿  
仁之右衛門殿  
善次丞殿  
勘之助殿  
喜太郎殿  
八三郎殿  
文四郎殿  
喜太郎殿  
王子<sup>カ</sup>取納置申候書付都合三拾五通有之申候、此通り出川頭元へ申進セ候、此事一日市場村小平次役かわりニ付、右預ケ置書付分<sup>(紛)</sup>失付、彦太夫殿より内々書付有ハ、た<sup>(大數カ)</sup>いすう又四郎へたつねられ申候、如斯ニ申入候、以上、

覚

一、寛政十二申年二月八日、大町村又四郎方ニ預り置組頭箱之内、

覚

一、寛政五年丑五月十六日、出川彦太夫殿先ぞ武百年起<sup>(忌)</sup>・百<sup>(十脱)</sup>年起<sup>(忌)</sup>・百年起<sup>(忌)</sup>等相勤、御領分年寄・組頭ある舞御座候而、罷越申候、右ハ此時料<sup>(支脱カ)</sup>高<sup>(支脱カ)</sup>分九十文ツ、メ高<sup>(支脱カ)</sup>賁四百八十八文かゝる、

又四郎扣

一、享和元年辛酉年<sup>(西)</sup>年彈誓寺回向十二日より十七日迄、此節操り芝居共大小屋三つ、此外見世物有り、就夫、為御礼、

糲拾俵・ひゑ拾俵、都合廿俵也、

(後筆) 文政五年午ノ十二月十三日

六十八才ノ年 又四郎

一、上田壱反式セ拾四分歩此分糲壱石六斗武升七勺

下作七俵半ニ預ケ置所

鳥目三拾疋  
蕎麦粉壱袋  
鳥目武拾疋  
蕎麦粉壱袋

又四郎ヘ  
彦三郎ヘ

小重郎ヘ

喜七へ

喜十へ

右之通、以御使僧申請候、尤翌日和尚軒別ニ御礼ニ御出被成候、  
酉ノ三月廿一日

右之地所、安永三年午ノ三月、代金七両武分ニ壳渡し置申候所、

当文政五年午ノ十二月、常光寺村庄屋弥市右衛門殿元金七両  
武分ニ而受かへし申候、左之通り、又四郎扣置、

」

(半丁空白)

覚

一、享和二年戌二月廿二日、松本御屋敷之者御仕置、以上七人不残  
御囚人

高札之文

こくもん

甚之丞

藤吾

大三郎

幾四郎

酒造藏

膳太夫

およし

同

覚

一、享和三年亥十月三日夜、御差紙ニ而松本出川役元ヘ罷出趣、當時博ゑき御吟味御座候所ニ、博ゑき致候ニ付、又四郎五拾日手かね戸ゞ、喜十宿致ニ付同様五十日戸ゞ御しかり被仰付候、十一月廿五日戸ゞ取扱御免御座候、此節又四郎組頭役御取はなし、惣安次郎見習役之事被仰付候、又四郎五十才ニ而役筋引申候、 扣

覚

一、享和四年子正月廿五日、大町組野口村ニ而しんじゆ御座候、女ハ久保村仏道ト申山伏し之女房、男ハ中村徳三郎ト申者ニ而、両人共ニ死、御届ヶ之上、松本より御役人中三人御越被成、同月廿七日御見分御座候、両人共ニ死がい取すて被仰付候、御役人中三人、同廿九日松本ヘ御引取被遊候、為急扣

覚

一、享和三年亥八月、大町組小谷五人衆中之惣代ト而、組頭役老人被參、此度小谷郷中何か共ニぶつそうニ付、当村五人之内ニ壱人引取、張番相勤候様御頼ト而被仰付、翌三月出張可致ト相定め遣し申候、居所ハ越後海道つばくら岩ト申所御座候、ふち方ト而、

扣

覚

一、享和四年子ノ二月四日、又四郎家内借屋宗門定五郎帰参願相叶、  
当所占新村役人江宗門送り被遣候、右定五郎、寛政六年寅ノ春御  
上様占御つ(追放)いほ出入十一年めニ而御免、其内十年大町ニ居住仕候、  
帰参ル四年前ニ足入御免、其節定五郎新村參、新村ニ而病死致、  
男子貞次郎大町ニ而病死仕候、女子すみ、定五郎大町居住之せつ、  
当村喜十妻ニ又四郎占差遣し申候、扱又、帰参送り願ニ新村占組  
合又十、島立町占世話役権六・徳二郎、右三人二月四日參、送り  
宗門申請、同月五日出川寄合之間ニ合申候様ニ、四日夜中新村へ  
罷かへる、此時徳二郎、名嘉八ト改申候、

享和四年子二月四日

扣

覚

大町村

扣

□□又四郎孝道

扣

(此条見せ消し)

一、彦八田下り五日町茂七殿江七兩式分ニ入置、当村たて之内又  
藏ト申者之所ニ御座候、右金七両式分相調候節ハ無心申、もらい  
かへされ申候間、右之通り、承知可致候、

文化二丑年印置、

又四郎扣

〔後事〕  
〔文政五年午ノ十二月受取申候、〕

覚

一、上田壹反式畝式分(歩)此分畝壹石五斗六升九合  
御役地ニ而払づて、右之地所南原村伝右衛門殿方江金五両式分之  
質入ニ致置申候、右ハ五日町房右衛門殿せハニ而遣し置申候、「済」

文化二年乙丑二月改置申候、

又四郎扣

〔後筆〕  
〔御上様占被下、取かへし申候、〕

覚

一、上畠田五畝分(歩)役地文糸三斗八升九合  
此地所房右衛門殿せわニ而五日町条右衛門殿ヘ金壹両三分ニ質入  
置申候、〔後筆〕  
〔済〕

〔後筆〕  
〔取かへし請取申候、〕

文化二年乙丑二月改置申候、  
又四郎扣

覚

一、白山様宮そば上田角内烟半分入そい田地之文糸五升ト而金四両  
借置申候、此地所八日町佐五右衛門様御せハニ而村助方御座候、

又四郎扣

〔後筆〕  
〔同年二月印置、  
取かへし請取申候、〕

覚

一、東うら中烟壹反八畝拾四分(歩)此地所伝六殿方ニ金式両式分ニ質  
物ニ入置、安永年中占今以其まゝ御座候、

〔後筆〕  
〔文化二年乙丑二月書印置申候、〕

又四郎扣

〔後筆〕  
〔取かへし請取申候、〕

覚

一、文化三丙寅年九月廿九日、大町組高根新切村辰五郎、諸用有之  
大町へ罷出、其夜四ツ半時帰宅致候道ニ而、御堀村石橋之辺りニ  
而、高見町武右衛門ト口輪(論)ニ及、其上怪俄致、ふかで二ヶ所、左  
之高うで、右之ほうね打(く)だかれ、きせつ致罷有内、所持致候

金子五両壱分<sup>〔約〕</sup>失致ス、其上辰五郎からだ劍咲<sup>〔喧嘩〕</sup>之場所<sup>〔約〕</sup>二丁計外  
へ持行、何者か帶ヲとき、はだをさがし金子ばい取申候、右之次  
第新切村万太郎<sup>〔約〕</sup>拙者方迄願出申候ニ付、大町村庄屋<sup>〔約〕</sup>和右衛門殿  
両所江御と<sup>〔約〕</sup>け申、劍咲<sup>〔喧嘩〕</sup>相手高見町武右衛門事申達し、十月廿四  
日早朝、又四郎松本出川江願出申候ニ付、大町役元<sup>〔約〕</sup>差図ヲ以、  
五日町房右衛門殿、廿四日夜八ツ時<sup>〔約〕</sup>出川迄追かけ被參、右之趣  
くわしく申御願之所、しばらく差留、房右衛門大町へ罷かへり申  
候、又々役人衆中<sup>〔談合〕</sup>訛口之上、同廿七日夜八ツ時、又々房右衛門出  
川へ来ル、此節<sup>〔約〕</sup>分失之金子一切相不分、房右衛門殿大町へもどる、  
又四郎帰宅致、大町役人衆中と度々かけ合、ついニ怪俄人江薬代<sup>〔清〕</sup>  
ト而金子三両役元<sup>〔約〕</sup>請取、辰五郎へ相渡し、惣方共ニ又四郎内<sup>〔清〕</sup>齊<sup>〔清〕</sup>  
取扱、十一月廿十七日<sup>〔約〕</sup>相<sup>〔清〕</sup>齊<sup>〔清〕</sup>し申候、辰五郎親類近辺組合よび寄、  
書付ヲ取、金子相渡し申候、以上、

文化三丙  
寅年

十一月十七日

高根新切村 本人  
同所 恽 辰五郎

万太郎  
又四郎扣

小十殿、伝馬ニ十一月十日松本へ参、彦三郎殿、同月十五日松本  
へ参、此せつ、五日町房右衛門殿丁内せ話役、中町組頭甚右衛門  
殿役目取上ニ成、

覚

寅九月十九日

一、金壱両  
同日  
一、金壱両  
一、金壱分  
一、金壱分式朱  
一、八月武朱、九月残<sup>〔清〕</sup>

野口村  
長五郎殿<sup>〔約〕</sup>請取申候  
同村  
弥三郎殿<sup>〔約〕</sup>請取申候  
同村  
吉之丞殿<sup>〔約〕</sup>請取申候  
一、酒壱樽  
蓮酒<sup>〔清〕</sup>二而

柏原村  
新田村  
細がや村  
林中村  
市兵衛

一、九月  
金壱両式分  
八月下旬  
一、金壱両式朱  
一、金壱両<sup>〔約〕</sup>分  
△金五両式分  
内壱分  
残有金五両壱分  
右之通り、相違無御座候、

十月廿二日改

新切村  
辰五郎

大笛村兵三郎殿ニ九月廿九日かし

新切村  
半九郎殿<sup>〔約〕</sup>請取申候  
小松尾村  
ほううり殿<sup>〔約〕</sup>請取申候  
所致ス分

一、十一月廿日<sup>〔約〕</sup>房右衛門殿・又四郎出川へ参、弥々内<sup>〔清〕</sup>齊<sup>〔清〕</sup>相極り、  
惣方立合ニ而金子請取渡し之せつ  
大町<sup>〔約〕</sup>房右衛門 柏原村 竹 藏 新切村 万太郎  
同 又四郎 新田村 市 藏 林中村 市兵衛  
同 定次郎 相<sup>〔清〕</sup>齊<sup>〔清〕</sup>申候、

出川頭 民左右衛門殿  
返礼之覚  
柏原村  
新田村  
細がや村  
林中村  
市兵衛

覚

かづう壱本  
十一月廿三日惣方相齊(齊)

|          |   |
|----------|---|
| 曾根原村 三次郎 | 野口原村 平左右衛門  |
| 北原村 万吉   | 高根村 三之助   |
| 新切村 万太郎  | 飯田村屋定之丞殿 同組千見庄村屋角兵衛殿 右三人之御せ話  |
| 大町村 又四郎殿 | ゆへ、五千石中村々役人一切 <small>ニ</small> 而御願被下、右之通り田畠共 <small>ニ</small> 申受候、為念書 <small>(留)</small> 置申候、 |
| 大町村 又四郎扣 | 文化八年未二月   |
| 大町村 又四郎扣 | 大町村 又四郎   |
| 大町村 又四郎扣 | 大庄屋栗林弥右衛門様  |
| 大町村 又四郎扣 | 横沢仁兵衛様  |
| 大町村 又四郎扣 | 中町 庄屋 覚左右衛門様  |
| 大町村 又四郎扣 | 同 同 和右衛門様   |

一、文化五年辰二月廿七日、大町庄屋元ニ而役地之分質入之地所、無心致、もらい受申候様ニ被仰付候所、六ツかしく相成、様々もめ、御役所様ニ而地所預主之分御よび出し御座候而、無相違相渡すべく之よし被仰付、印判致罷かへり、文化七年十二月、役元ヲ我等方へ申渡し有之、文化八年未春カ村方共ニ手作致申候様ニ御せ話之所ハ、大町組切久保村庄屋与一右衛門殿・同組同四ヶ条飯田村庄屋定之丞殿・同組千見庄村屋角兵衛殿、右三人之御せ話

一、文化四年卯七月廿日、塩島新田村之万中谷原ト申候所ニ而、舟のり商売之者三人ニ而劍花(喧嘩)仕出し、大坂出生權八ト申者手おい、死す、丹州浅野郡生野銀山領幸次郎、右權ハヲころす、越後新方木町出生庄蔵、權八かいほう致罷有、右幸次郎・庄蔵共ニ入ろう致、辰二月廿六日朝、打首被仰付、此せつ喜十刀取致シ、首尾よく相勤申候、庄蔵追払ニ相成申候、

文化五辰二月廿六日

一、文化五年辰二月廿一日、茂四郎こん礼之節、大町旦那中御合力為下被置候、五日町ニ而金武分申受、あら町ニ而金壺分、本町ニ而錢拾貫文、其外酒屋ニ而曾根原庄左右衛門様酒壺斗、栗林五郎右衛門様酒壺斗、合木覺左右衛門様酒壺斗、浅野次郎右衛門様酒壺斗、麻屋佐津右衛門様酒壺斗、かく屋仲七様酒三升、其外高見町・南原村ニ而白米武斗・錢五百文、九日町庄屋和右衛門殿油武升、ぬの屋氏兵衛様きし壺羽、左之通り申受候、

文化五年辰十一月廿一日

一、糲二俵 丸山市郎兵衛様其外村中

「親又四郎年亥ノ五十四才」  
(後筆)

又四郎五十五才

〔已〕十二月廿日  
〔補入紙〕 覚

一、壱貫百八拾文」

一、金壺分 松崎 高橋佐兵衛様  
一、白米式斗 町分 三ヶ村中  
一、春木式間 町分 新切中高根中

左之通り、御合力申請候、永代御かうおん之事ニ御座候、此せつ  
ミやうじかいめい致申候、

□□□茂四郎

十九才

ふきかへぶしん

一、文化六年〔已〕十月、御ろうふしん被仰付、せ話致候、

一、屋ね板廿三束 一、五分板二つぼ 一、ぬ木二本

一、せき板十八間 一、こすな廿四本 一、石持五十本

一、針代三百文 一、しぶすみ代式百文

一、大工十二日 一、人足廿四人

ふち方七分、作料壺分ニ付十日、但シかへふしんまで

此せつ入用

惣メ金壺両式朱・錢七百文也、

御ろうせ話大庄屋付

大庄屋役

栗林 弥右衛門様  
機

西沢 仁兵衛様

〔已〕十月廿八日  
覚

茂四郎廿才

一、文化六年〔已〕十二月四日、出川頭元御皮役寄合之せつ、茂四郎ヘ  
年寄役・組頭役共ニ被仰付相勤申候、此せつ細がや村助ハせ話役  
申被付相勤申候、当村より惣代ニ喜十出川迄御礼ニ十二月廿日ニ  
参申候、左之通り扣置、

一、文化十三年七月十六日、大町中之一宿屋・庄屋元より又四郎へ御頼之由ニ而、右一宿屋てい主与市ト申者、新田組小屋物せ  
ハ致置申候所、下ノ力キ円蔵所ニ而、原村七兵衛子勝五郎・作兵  
衛子太吉・高見町万助子要左衛門・五日町りき村助子之久三郎、  
以上四人ニ而、与市ヲ打申候、此せつ又四郎役元江願出、御訛義  
之ほど御願申候、役元ニ而茂すて置ニ不成、せんぎ之上、役人中  
相訛之上、西岸寺様御頼申、しだん之事ニ御座候へハ、又四郎御  
扱ニ被成、相手方より金式分分・錢三貫六百五十文、かうやく代被  
遣申候、右与市へ当村中小屋者不残よびよせ、同せきニ而、右之  
通り申渡し、右之錢与一へ相渡し申候、左之通り、相違無御座候、  
七月廿二日

大町村  
又四郎扣

大町  
庄屋  
和右衛門様  
覚左右衛門様

覚

一、文化十三年七月十二日より十八日迄、回向御座候、此節かるわざ見  
せ物其外大小屋・茶屋迄小屋かす三拾八軒、事之外大集ニ御座候、  
前後首尾よく村中相勤申候、此時寺より御礼ト而、

〔鳥目五拾疋〕 茶壺斤 又四郎  
〔鳥目五拾疋〕 茶壺斤 彦三郎

庄屋 中町 合木 覚左右衛門様  
同役和右衛門様  
大庄屋 大町 栗林 弥右衛門様  
横沢 仁兵衛様

当村 喜十  
同 半之丞  
同 小十

茶半斤 鳥目三十疋  
茶半斤 鳥目三十疋  
茶半斤 鳥目三十疋  
茶半斤 鳥目三十疋

左之通り、御礼御座候、  
西三月廿四日

又四郎扣

一、文化十三年子ノ九月、御ろうふしん、やね板廿五束、石持壱わ、人足七人、人足壱人ニ付日用ふち方共ニ壱人分貳百文つゝ、七人分貳百文御請取申候、右之通り御座候、

九月廿七日

大庄屋 栗林 弥右衛門様 庄屋 覚左右衛門様  
同 横沢 仁兵衛様 同 和右衛門様

一、文化十四丁丑年小屋物共、高瀬北ハ川北ト申、此川北八人之者共、新田迄ハ遠方之所、何ヲ茂小屋頭下右兩人千歳竹蔵取扱よろしからすニ付、又四郎松本出川迄願出、八人之者、五月・秋兩度共新田迄見舞ト相勤、甚めいわく致候所、此末惣代ト而、二人ツ、相勤申候様ニ相定申候、此事永代ニ御座候間、かるき事ニ無御座候、

川北小屋者人へつ

北原村 万吉  
新切村 万太郎  
閏田村 三之助  
曾根原 三次郎  
北山村 三次郎  
池田組 弥野吉  
松川組 弥助

一、文化十癸酉十一月、念仏くようかうしん法恩之つか三本立建る、但シ法恩のつかハ、宝曆九年卯九月立建申候得共、畷之中ニ有ルヲ、左之所へ引申候、かいげん十一月十五日、大町村西岸寺和尚御出被成候、石屋高遠御領ふじ沢清吉、  
文化十癸酉十一月十五日

覚

一、文化十年酉十月、御ろうふしんやねかへ其外入用  
一、四貫文 人足代廿人請取  
一、金武分・六匁九分 金具代かじ屋へ渡ス  
一、やね板廿五わ 壱分ニ付十六わ 六日町市太郎へ渡ス  
一、八匁八分 大工作料あち方四日分  
一、百廿四文 石持代 一、六百文 しづめ二ツ  
かなぐ・やね板之外  
一、三分・七百五十四文御請取申候、  
西十二月廿九日

世話役  
又四郎扣

庄屋 中町 合木 覚左右衛門様  
同役和右衛門様  
大庄屋 大町 栗林 弥右衛門様  
横沢 仁兵衛様

又次

一、文化十三年子ノ九月、御ろうふしん、やね板廿五束、石持壱わ、人足七人、人足壱人ニ付日用ふち方共ニ壱人分貳百文つゝ、七人分貳百文御請取申候、右之通り御座候、

九月廿七日

大庄屋 栗林 弥右衛門様 庄屋 覚左右衛門様  
同 横沢 仁兵衛様 同 和右衛門様

一、文化十四丁丑年小屋物共、高瀬北ハ川北ト申、此川北八人之者共、新田迄ハ遠方之所、何ヲ茂小屋頭下右兩人千歳竹蔵取扱よろしからすニ付、又四郎松本出川迄願出、八人之者、五月・秋兩度共新田迄見舞ト相勤、甚めいわく致候所、此末惣代ト而、二人ツ、相勤申候様ニ相定申候、此事永代ニ御座候間、かるき事ニ無御座候、

川北小屋者人へつ

北原村 万吉  
新切村 万太郎  
閏田村 三之助  
曾根原 三次郎  
北山村 三次郎  
池田組 弥野吉  
松川組 弥助

一、文化十癸酉十一月、念仏くようかうしん法恩之つか三本立建る、但シ法恩のつかハ、宝曆九年卯九月立建申候得共、畷之中ニ有ルヲ、左之所へ引申候、かいげん十一月十五日、大町村西岸寺和尚御出被成候、石屋高遠御領ふじ沢清吉、  
文化十癸酉十一月十五日

覚

一、文化十年酉十月、御ろうふしんやねかへ其外入用  
一、四貫文 人足代廿人請取  
一、金武分・六匁九分 金具代かじ屋へ渡ス  
一、やね板廿五わ 壱分ニ付十六わ 六日町市太郎へ渡ス  
一、八匁八分 大工作料あち方四日分  
一、百廿四文 石持代 一、六百文 しづめ二ツ  
かなぐ・やね板之外  
一、三分・七百五十四文御請取申候、  
西十二月廿九日

右左之通り相済申候、

丑八月日

差上申口上之覓

一、文政二年卯二月十六日、池田組正科村房右衛門殿方ニ祝悦義有之、此せつ柿之木村小屋弥助參、御祝悦義被下度願候所、相訛談もなく無

主  
勝  
○○又四郎孝道（花押）  
○○又次郎  
行年六十七才  
三十武才

躰ニうたれ、疵ヲ受候所、一本木村場主友次郎出川へうつたへ出  
戸義二寸、後元ニ又及波卯寸、大丁寸又次・也田丁寸不劔・松川

覚

申候ニ付 役元より取扱被仰付 大畠村又次・池田町村小助・松川  
板取村新太郎、右三人立合、房右衛門殿へ相訟〔談〕ニ及、かう葉代ト  
而金子壹分受取、小屋者共へ案ど為致、内済取計、以後小屋者不  
埒無之様、急度申付、左之通り書ヲ取、相済申候、念之ため扣置  
申候、

本人 柿之木  
弥村 助

|      |       |       |     |
|------|-------|-------|-----|
| 池田町村 | 小助様   | 同所    | 新田町 |
| 板取村  | 新太郎様  | 同     |     |
| 渋田見村 | 甚右衛門様 |       |     |
| 池田町村 | 又三郎様  |       |     |
|      |       |       |     |
| 閨田村  | 同     | 池田町林中 |     |
|      |       |       |     |
| 三之助  | 弥野吉   | 念藏    | 十吉  |
|      |       |       |     |

六  
丁

同勘六殿

覚

一、文政四辛巳八月廿一日、大町村之大社若一王子大權現之御神前江、家内安全為之壱尺三寸之鐵輪太鼓一ヶ奉獻(ママ)、此せツ神主始せ話役伊八殿其外社内中立合、はい殿ニ而御ミキ・吸物等御ちそう御座候而、其上神主御きとう有而、太鼓打始御座候、□□又四郎之家(内脱)安全之所、晦(タマ)朝いのる之御事わり御座候、此せツ之神主今井藏人中原ノ包政ノ時

一、文政五年十二月十三日、五拾年先ノ午年壳拵申候田地、常光寺村庄屋弥市右衛門殿方ニ而買取申候、右之通り、金七両弐分<sub>二面</sub><sub>地</sub>受取申候、又四郎年六拾八才之時受取、惣而田池不残又四郎受も

文政五年壬午ノ二月  
新田組小屋頭仙藏判  
出川宿  
助判  
世話役  
次郎助同

どし、茂四郎へ渡ス、右之趣、あら／＼印置、  
文政七年申ノ正月吉日

一、五拾疋・茶壺斧斤 彦三  
一、三拾疋・茶同断 喜十  
一、三十疋・茶同断 才次  
一、三十疋・茶同断 小十

覚

一、文政六年未ノ三月十二日より御領分之者共、出川頭彦太夫殿ヲ相手取、出入入始、何とぞ出川しはいをのがれ度由、願出申候、東々之者共、折々御役所へ出申候、一切諸役ぬけ度事を願、大町計此事ニぬけ申候、

(二丁空白)

両花花ひん共ニ  
六日町せと市上ル

覚

一、文政七年甲申ノ三月十二日より十八日迄、回向有之、此時小間物見せ小屋七拾式、見せ物のぞき・用弓共ニ大小屋十四、此内りやう脱り茶屋一ツ御座候、拵又、此せつ下村五人ニ而如来前へ蓮花両花ニ而差上申候、上段二間どこニ両花一本木村親方より上ル、薬師様へ木舟村庄屋よりつ花上ル、前しよくの両花大塩村弥藏殿より上ル、其外前のつな木綿かな麻共ニ勘定メ百六拾反上ル、かざり物九日町中大墨天又太鼓ニにわ鳥たはこニ而仕立、

此せつ寺より御礼ニ

一、青銅五拾疋 又 次江

茶壺斧斤

一、壺貰貳百文 見せ物中

又扣

文政八年乙酉十月廿五日

御牢御ふしん被仰付、腰板・関板共ニ取かへ申候、并ニ屋根ふきかへ、屋根板武拾五把・関板八間・小つな二十六本・引板六つぼ・ぬき拾六間・大平壺把半ソ・石持壺把・三寸五分ト壺把・三寸壺把・敷板三把・三百文しづかゝり、メ武拾七匁五分、外ニ八百文、屋根ふきちゃん壺貰八百文、人足料・大工持侍作料武拾七匁五分、諸かゝりメ七拾七匁武分ト四貫百六十武文也、メ為金武両貳朱ト四匁五分、外ニ私せわちん庄屋本ち金壺分下被置、てうたい仕候、以上、

三月廿日左右之通り扣置、

一、文政八乙酉正月十七日弔、親又四郎相果申候付、親方様より御内志有之候付、弔之義付、新田組組頭仙蔵方へ、正月七日夜松本へ参り候万太郎・七蔵持テ相頼ミ、久蔵・錢蔵・寅吉右三人参申候、寅吉大酒ニ付、かれこれ申むつかしく相成り候所、仙蔵申ニまけせ相済申候、

又治扣

一、文政八年乙酉四月三日、御上様御百年御祝祝悦義ニ付、御領分一同獻

上物おふね一ツはい有之候、右御悦義ニ付御領分一同御酒被下、猶私共迄九日町庄屋浅野次郎右衛門様・同町つたや勘兵衛様・組頭かゝや治郎左衛門様、右三人之方より御酒三升下シ被置、村中打寄、白山大權現之にわニ而御酒ひらき申候、年ばん喜十之年、九日町十二屋迄、才次郎右酒持參り申候、

大工たて乃内村長田治郎左衛門殿・木本野口村芝屋北右衛門殿・屋根屋五日町磯八殿・同町市五郎殿

大庄屋中町栗林五郎右衛門様・野口村西沢九之丞様・庄屋浅野治郎右衛門様・薦屋勘兵衛様・組頭九日町麻屋与兵衛様・中町賀久屋治郎左衛門様・十七屋庄助様・八日町貢屋三右衛門様・牢番又治郎扣申置候、

文政八乙酉十二月、此年世間一流不作立ゆへ、村々不作高札達申候、

一、大町組四ヶ城參佐野村・沢渡村、右両村騒動差発り、酉十二月十五日明六シ時、しほ島新田村へ、右両村人數三十人計参り、酒屋武右衛門、此酒藏大町村八日町平林佐五右衛門殿へかし置申候酒屋ヲ、五尺五本さんニつふ申候、同村油屋新兵衛ト申者、少々酒作り申候酒屋村脱カ而御座候、是ヲツつふシ、十五日四シ半時ク飯田村・飯盛ニ而五ヶ所ヲツつふし、其ち道々所々數多少々ツ、わ当たり申候所ハかぞしれす、其より村木崎村常藏ト申小賃ツつ脱カ申候者つふし申候、其より大町村へ暮六シ時参り、新町茶屋弥兵衛ト申穀屋ヲツつふす、同町三河屋茂七ト申穀屋をふし申候、其より同町麻屋、此節組頭相勤メル、酒喰等取くらひ、其より九日町茶屋権次郎ト申者、是ハ麻師、是ヲツつふし、其より同町穀屋半五郎ト申荷問屋ヲツつふす、其より浅野治郎右衛門、此節庄屋・麻問屋兼而相勤メ申候、酒藏共ニツつふす、其より十二屋弥助ト申麻師つふす、其より中町橋本屋文蔵ト申荷問屋ヲツつぶす申候、其より同町賀渡屋重右衛門ト申荷問屋、是も麻師、土蔵四ヶ所つぶし申候、其より中町米屋半兵衛ト申貯屋つぶす、其より同町栗林七郎兵衛ト申酒屋ヲツつぶす、其より栗林五郎右衛門ト申大庄屋ヲツつぶす申候、其より八日町平林甚左衛門ト申ハ、四ヶ条細野山ニ而いおふを取申候いしゆニ而つぶし申候、其外町内少々ツハ

家別之様ニ当り申候所数知ず、其夜四ツ半頃より大町罷出、松崎村ヲさして参り、松さき村高橋佐五兵衛ト申ハ酒屋ニ而、年々小谷・四ヶ条へハうゑしきすくいとう多分出置候間、右騒動之者共、是ハ殿様・命之親様ト申、当り不申候、大道らんかん橋ニ而、家来共人足數多ニ而、酒・めし・わらじ等持出、佐五兵衛・平兵衛親子ニ而、右之人数あるまいを致候所、是ヲ取くらひ、其より南へ向ケて参り、宮本村庄屋、是ハ先年千国しほ島新田山くじあつかへ被仰付候所、右栗林五郎右衛門同様あつかへよろしからすいしゆニ而、さんぐニツつふし申候、其より池田町六間軒・松川組三間軒・保高組十五間軒・長尾組七間軒、其外所々村々組々騒動有之候所数知レ不申候、同月十七日、小谷ニ而騒動、田原主馬右衛門・大田所左衛門・小土山村惣左衛門・宇中尾村ノ酒屋、是日堂ノ伝藏ノ出店なり、同日堂伝藏・宮本村丈助・石原五右衛門・堂田直右衛門・小谷八九けんツつふし、右之人數、大町向ケ参り申候、一同いたし参候所、千国御往関所御留被成候、前代未聞騒動也、明ニハ十二月十九日夜、小谷より大町へ止事不得移参り申由、注進小谷より有之、大町御陣屋ニ而こんらんいたし、かため之やうい仕り、大町組木崎村三間橋ニ而陣取、大町組中南ハ宮本、東山中不残、北森村迄、西ハ野口村丈久保迄相集り、陣取之備ヲ達而、木崎村参ル、一陣ハ栗林五郎右衛門様人足三百余人、二陣ハ庄屋勘兵衛様人足三百余人、三陣ハ庄屋治郎右衛門様人足三百余人、四陣ハ組頭から、五陣組頭、六陣組頭、七陣組頭、八陣ハ長百往姓、ベ十二三陣も達而、何も人足三百余人備ヲかため、私共ハ二陣勘兵衛様ニ付みなく目つぶし用意、石ばい小袋ニ入持之、又人足印黒綿かむり、上に白手拭ニ而鉢巻をいたし、白刃鎧又ハ竹鎧・六尺棒てんぐニに其外ゑ物・刃物たすさへ、三間橋へ付キ、

## 寛政三年信濃国松本藩大町組長吏組頭「永代留書帳」について

所々ニ松葉・春木を持テ、かゝり火たき相待候得共、千国村御関所ニ而留リ参り不申候、其より明七ツ時大町御陣屋へ引取申候、

段々松本より御奉行・御物頭様、此時大町村御陣屋ニハ御上納御

取建御代官様中村弥平左衛門様御出張り、又々御手代方々上下六

百八十人馬上ニ而、十九日夜九ツ時迄ニ御<sup>到</sup>至來、右御出役様御吟

味、上段ニ手金なわ付者、四ヶ条より御引出有之候、大町新町与

助・五日町義右衛門・同町弥左衛門<sup>者</sup>引出有之、所々組々村々

手金なわ付、正月迄ニ入牢物<sup>者</sup>百拾六拾九人有之候、右騒動ニ付、

長尾組堀金村長吏弥惣次・武右衛門式人、御手出入川へ被仰付、

出川吟味所足かせニ而、其組より壱人ツ、差添きんはん仕候、猶

又、大町村下村へ大庄屋栗林五郎右衛門様より御手当ト為金百疋、

組頭又治御渡シ、右村五人ニ而てうたい仕候、後日為覚、

文政十<sup>亥</sup>年四月朔日

一、一宿屋普請之儀、当町役元へ願出候處、当四月建替普請出来、

当町世話人磯八入用等并ニ諸道具共請込、但シ道具ハ同人古家を

相用入申候事、

三町拾弐步<sup>分</sup>

右之通、書記し置もの也、

せぎ下煙草畠田

せぎ下小畠田

拾八分<sup>步</sup>

此内代金式分ニ南はし八日町す丸屋へ売り渡ス、

一、切久保村嶽狩山金<sup>昆</sup>羅大権現江太鼓尺式寸寄進仕候、

濃州羽栗郡松本村

願主 正 本 院

大庄屋  
栗林五郎右衛門様  
大町組野口村  
西沢九之丞様

庄屋

浅野治郎右衛門様

同苗勘 兵 衛様

組頭

九日<sup>町</sup>浅野村

右著又治郎持參、切久保村庄屋長右衛門殿へ渡し置、

文政十<sup>亥</sup>年七月朔日

又治郎扣置

一、大町村南原六角堂觀世音江長サ五尺ニ武尺之大燈籠二ツ、右同人正本院寄進有之、

文政十<sup>丁亥</sup>七月十日、祭礼之節獻之、

与 兵 衛 様

中町

加九屋

治郎左衛門様

同町

十七屋

助 様

八日町

寿丸屋

三右衛門様

大工六日町

太 兵 衛

外壱人

□□又治郎扣

年三拾八才

上田壱反弐畝弐分<sup>(歩)</sup>

分畝壱石五斗六升九合

角内畠田五町分<sup>(歩)</sup>

分畝三斗八升九合

東うら中畠田壱反八畝十四分<sup>(歩)</sup>

分畝

一、文政十丁亥年七月廿四日、白山大権現御普請有之、右ハ御本社

拝殿出来仕候、拝殿九尺弐間、御本社さや之分六尺六尺、御本社

古社<sup>ら</sup>も惣方壱寸五分ツ、大キニ相成申候、白木代・釘代・酒代、

惣高<sup>べ</sup>三両弐朱ト壱貫弐百四拾壱文相かゝり申候、内三分・五百

文大工作料、此せつ預り金茂四郎壱貫百文・才次郎弐朱・喜十六

百文・佐十壱貫百文、<sup>ペ</sup>弐朱ト弐貫八百文御座候テ、此時御普請

相達申候、此外壱人分弐拾六匁弐分五りんト弐百拾壱文ツ、出シ

申候、右ハ壱人分濃州美野<sup>濃</sup>の国羽栗郡正本院ト申者きしん仕候、

右同人常燈金燈籠壱ツ寄進仕候、右大工ハ右松本法印之せわ<sup>ニ</sup>而、

武州神田之往人田口七五三藏清原政吉ト申大工御座候、

正本院

喜十 喜十 奉納仕候、

佐才次郎

當村女蓮中

一、戸帳

百文一宿屋おみなきしん

文政十丁亥年九月十五日<sup>(弘法)</sup>

一、当所彈誓寺觀音堂へ光方大師御入仏有之候節、濃州羽栗郡松本

村不動山正本院大燈籠長サ五尺ニ弐尺五寸、但しし<sup>ニ</sup>牡丹絵付奉納下<sup>ニ</sup>かうほう大師ト書附、きしん仕候、せわ人王子伊八殿、

右之通、又治控置、

文政十二<sup>(己)</sup>丑九月廿九日つり始メ申候、

一、当村白山大権現幕出来申候、代錢之義、松本坊せわ致シ、朔日  
・十五日・廿八日、右三日ニ参錢トして老人前三文ツ、毎日寄置、  
代錢出来、菊柏紋所、五日町長之助殿相頼ミ、茂四郎・佐重兩人  
参り手伝致、紋所出来仕候、幕仕立之義、女中打より仕立申候、  
せわにん 正本坊

栗林五郎右衛門様・跡役栗林七郎右衛門様・此節御同役野口村横<sup>(西)</sup>  
沢九之丞様なり、

一、文政十二<sup>(己)</sup>丑年十二月廿九日夜九ツ時、風呂場<sup>ら</sup>出火致、本家

見せ迄不残やけおち申候、御塚<sup>〔塚カ〕</sup>居り申候喜右衛門ト申者子十三

才男子寺奉公致候者やけしに申候、此時所々<sup>所々</sup>火事見舞多分相集

り申候、翌年二月十二日、御姥様御病死被遊、土蔵<sup>ら</sup>そうれい相

出シ申候、御縁家松本本町今井六右衛門様御出有之申候、白林貞

松大師<sup>〔姉〕</sup>行年六拾壱才 俗名おたけ殿ト申候、

新切村万太郎娘みね、野口村文藏養子健藏妻ニ遣候義付、四年以

前<sup>ニ</sup>野口村吉之丞殿取りかゝり、是迄かゝ分為差參候、親万太郎

手越致候義有之、事むつかしく相成り、林中村鶴松・押沢村三次

郎・閏田村七藏罷出、御免被下度貞<sup>〔定〕</sup>申候付、当村佐十殿取扱<sup>ニ</sup>而、

相濟シ遣申候、新田町村せ話役茂右衛門・伝馬次郎七悴丹次郎、

二月十四日当村江参り申し候、  
文政十三年庚寅年二月十二日之事ニ御座候、

一、閏田村宮番七藏・三之助共<sup>ニ</sup>、是迄宗門無之罷有候所、文政十三年庚寅二月、佐久郡鶴山村<sup>ニ</sup>引越ト為、越役松崎村高橋平兵衛様<sup>ニ</sup>下書被下、村送り并ニ寺送り、役元ヘ侍参仕、閏田村宮番宗門ニ相成り、家内五人男式人女三人、宗門相定り申候事、

一、文政十三年庚寅一月廿一日より廿二日迄、八日町大神宮御遷宮有之候所、右両日遊び申候、

町方飾り物色々御座候、

一、白拾反<sup>〔紙〕</sup>大登<sup>〔紙〕</sup>り壱本、大木吉野かミ細工いせ白子之桜壱本、平林前ニ御座候、但し、大のほり札之辻立ツ、外色々八日町きしん

一、五色吹ぬき式本、江戸前は組火けし屋敷、組<sup>〔同〕</sup>し、は組札之辻御座候、中町きしん

一、せうぐひ大のほり式本、白大のほり壱本 九日町きしん

一、白大のほり壱本、八日町かと源之前<sup>〔同〕</sup>立 八日町きしん

一、蓑<sup>〔細〕</sup>工御神馬壱疋新町きしん、組<sup>〔同〕</sup>し、地蔵堂前ニ小屋かけ、式人番人付置申候、

一、八日町今見せニいせ浅間万金丹見せを飾り申候、

一、八日町平林見せニ古市ひせん屋トイふ遊女屋ヲ飾り、にわニ酒

屋大釜之上ニ用水桶<sup>〔細〕</sup>飾ル、

一、大燈籠<sup>〔細〕</sup>きぬ細工、には鳥・あさかを・ほたん色々之<sup>〔細〕</sup>工有り、

高橋平兵衛<sup>〔しん〕</sup>

一、大燈籠 壱ツ 此時常燈六本

一、同 壱ツ 相立申候、

一、同 壱ツ セシユ書也、<sup>〔胸か〕</sup>とふニあり、

一、同 壱ツ 門口<sup>〔宮〕</sup>ち富迄柱燈籠 同所南原

一、同 壱ツ 百八燈 五日町きしん 大町中町わか印

一、同 同 壱ツ 右ハ宮之内付ケ申候、 八日町わか印

一、同 同 壱ツ 此時、神屋寺<sup>〔守〕</sup>り竹の屋利兵衛申者ニ御座候、

一、此年二月廿五日夜四ツ時、大沢寺風<sup>〔副寺景〕</sup>すりうぢ出火致シ、一切不残しやう失<sup>〔カ〕</sup>峯かぞ七ツ、組<sup>〔同〕</sup>し、きやう堂残ル、馬式疋やけしぬ、

寺住物不残、本尊様ハ不及申、かいさん諸仏・いはい不残やける、組<sup>〔同〕</sup>し、くわこ帳出ル、下火之所式丁回向御座候、甚大火御座候、又

一、青銅五十疋、当村中ち南原六角堂開帳之せつ、きしん仕候、文政十三年庚寅三月十五日、又次郎持参仕候、

一、青銅五十疋、當村中ち南原六角堂入仏開帳御

座候せつ、飾り物燈籠多御座候、りつ花二<sup>〔はい〕</sup>九日町麻屋<sup>〔与兵衛〕</sup>、同町穀屋半五郎

作花四はい町方男女老中、五色吹ぬき式本新町中、五色吹ぬき式

本九日町中、五色吹ぬき壱本五日町中、九尺ニ五間の大とうろう

笠之へりニ円通と大文字式字有り、<sup>〔細〕</sup>工いせや仁兵衛・茶屋三右

衛門兩人之御<sup>〔細〕</sup>工なり、中町御わき衆中、ほてい高笑ひ見せ物小

屋壱ツ新町、きんけい鳥見せ物小屋壱ツ中町、火龍見せ物小屋壱

ツ、小屋<sup>〔アキ〕</sup>三ツ、千茶中町扇屋次郎兵衛、とうろう壱ツ松さき高

橋氏、同壱ツ松さき村中、同壱ツ常光寺村中、さけ・とうろう縁

北南之スミ江式ツ町酒屋とうじ中、外ニ二ツ有り、其外色々飾り

物數多御座候、あらくおほへ

せわばん南原大工嘉藤次・車屋久八・高見町平十・喜兵衛・差そ

い与七・藤七<sup>〔友右衛門・藤次郎外〕</sup>堂にわせわ役町内わかき衆中

金百疋 青粉壱ツ礼ト為南原佐五助持參

一、青銅四十疋 又 次

一、青銅四十疋 勘 六

一、青銅三十疋 儀 助

一、青銅三十疋 粉袋壱ツ 村中ち 佐 十

一、青銅三十疋 才次郎

天保四年己年秋作五月廿四日ち七月廿二日迄大雨つゞき候ゆヘ、不作之札村々ニ相達候、白米直段百文ニ付七合五勺相成り、米壳

人無之、百往<sup>(姓)</sup>一同なんじう致、役元へ相とけ、中町伊藤重右衛門様、糲多分挽壳被遊、町内ハ申ニ不及、なんじう者へ秋作取上迄かし米被成候、九日町十二屋弥助様<sup>ニ</sup>而糲多分挽壳り被成候、

役人中会合、大町村口々へ外村へハ米壳出事相不成、番人ひる四人夜八人ツ、新町口右左口罷出申候、八月八日、松本御役所様<sup>ル</sup>穀御改メ御役人御同心御両人、当村庄屋・組頭差そい、町中穀持分御改メ有之、米直段黒米八斗<sup>ニ</sup>直段相定メ有之候、八日町伊勢屋忠之丞殿方<sup>ニ</sup>而挽壳致、役元<sup>ル</sup>一朱之手かた願い壳受申候、百武百ハもちろん、一朱外<sup>(壳)</sup>買リ不申候事、

此時七月廿七日夜、大町組塩島新田村<sup>ニ</sup>人ころし有之候、

一、天保四癸<sup>(巳)</sup>年八月、田作不作致、御上納一とう三分引<sup>ニ</sup>相成り申候、又小谷・四ヶ条田作不納、誠<sup>ニ</sup>百往<sup>(姓)</sup>ハくぞところヲほり、ゑじきに致申候、此年五穀至<sup>タツ</sup>而高直御座候、

一、此年そうとう之取さた、御上様江相きこ<sup>ヘ</sup>、高見町要左衛門、北山中<sup>ニ</sup>而六人、四ヶ条飯田村<sup>ニ</sup>而六人、ペ十三人御召取<sup>ニ</sup>而入牢被付仰候、

一、御上様<sup>ル</sup>大町村へ御すくい糲子百俵・金拾五両為下被置、私共へも為下被置、てうたい仕候、

大庄屋

大町組野口村西沢九之丞様

一、糲金壺分 又五郎

庄屋 浅野次郎右衛門様

一、糲金壺分 勘六

勘次兵衛様

一、糲武俵 才次郎

甚左右衛門様

一、糲武俵 小十

組頭

庄助様

一、糲武俵 喜十

次郎兵衛様

一(裏表紙)

信州安曇郡仁科大町

□□亦四郎

孝道

一

又一次郎和置

茂兵衛様  
九左衛門様  
年寄拾人衆

極力

一、喜十妻、夫長病<sup>ニ</sup>付、病中孝行<sup>ニ</sup>拵候付、御役人中<sup>ニ</sup>金武朱、弥市母すミ<sup>ヘ</sup>為下被置、難有てうたい仕候、すミ行年五十七才、一、右拾俵之内、壹俵又五郎八日参り、平林へ願ひ時かり仕、此内村助ケ<sup>ニ</sup>而、佐助殿へ五升遣申候、

残り九俵、私共納申候越糲<sup>ニ</sup>御座候ゆ<sup>ヘ</sup>、小十方<sup>ニ</sup>而村中男壹人・女壹人、二人ツ、打より、又々佐助殿<sup>ヘ</sup>、村中<sup>ニ</sup>而壹斗五升遣、組し、糲<sup>ニ</sup>而遣申候、挽屋致、墨米<sup>黒</sup>糲武斗八升五合つ<sup>ト</sup>斗引申候、

墨米有高壹石四斗武升五合、外しいな壹人前九升<sup>ヅ</sup>、御座候、挽屋十二月十一日

□□又次郎

三十三才

茂四郎

四十四才

茂四郎

此時茂四郎親子三人<sup>ニ</sup>而別居仕罷有申候、

一、天保四癸<sup>(巳)</sup>十二月、中町組かしら茂兵衛様取次<sup>ニ</sup>而、先達而四ヶ条新田村<sup>ニ</sup>而人ころし之せつ、出役致シ候勘六・才次郎・儀助、右三人之者へ、御上様<sup>ル</sup>御手當トして、銀壹片為下被置、難有てうたい仕候、